

奈良市議会報告 News

奈良市議会議員 **内藤さとし**

「家族に寄り添い、地域に寄り添い、
そして市民に寄り添えるまちづくり」

新時代のまちづくりを見据えた基盤づくりの取り組みへ



昭和33年7月26日生(64歳)
<http://www.satoshi-naito.com/>



市議会で和解案可決の経緯 新斎苑の用地買収損害賠償請求訴訟

奈良市が建設した新斎苑(火葬場)の用地買収費が高かったとする住民訴訟の判決確定を受け、市が約1億1600万円の支払いを仲川元庸市長個人と2人の元地権者に求める損害賠償請求訴訟で奈良地裁は、仲川市長、元地権者それぞれが3000万円を市に支払い、残りを放棄する和解案を示しました。この和解案を受け入れるかを審議するための市議会5月臨時議会では、各議員の賛否が18対18と割れ、議長裁決でこの和解案を可決しました。経緯や賛否を含め、市民の皆様にご説明いたします。



結果からご報告いたします。今回、私は和解案を受け入れるかを審議する臨時議会で、この議案に賛成しました。

その大きな理由は

- 既に斎苑が完成して稼働し、広く市民が利用している点
- 和解案を示した地裁が仲川市長側と元地権者側の過失割合をそれぞれ3000万円と明確化したこと
- 市民や外部から寄せられる「いつまでこの問題を引っ張るのか」に対し、終止符を打つことができる点

—などを総合的に勘案し、**賛成**しました。

経緯

奈良市が横井町で建設した新斎苑(火葬場)の用地買収額は、当時の土地鑑定価格の3倍でした。これを「高過ぎる」として市民団体は、奈良市を相手取り訴訟を起こしました。1審2審で市が事実上敗訴し、大阪高裁は「市長の裁量権の逸脱」を認め、市は仲川市長個人と元地権者2人に対して買収

額と鑑定額の差の約1億1600万円を支払うよう請求せよという判決が確定しました。

市はこれを受けて、昨年2月に仲川市長と元地権者2人に対し、損害賠償請求訴訟を行いました。奈良地裁は今年3月、仲川市長に3000万円、元地権者2人に対して連帯して3000万円、総額60

奈良地裁が示した和解案

約1億1600万円(住民訴訟判決)

仲川市長 個人 3000万円	元地権者 A B 連帯して 3000万円	奈良市 残りの請求を放棄 約5600万円
----------------------	-------------------------------	----------------------------

0万円を解決金として市に支払うこと、また市に対しては残りの請求を放棄するよう求める和解案を示しました。

和解案で早期供用は評価と地裁

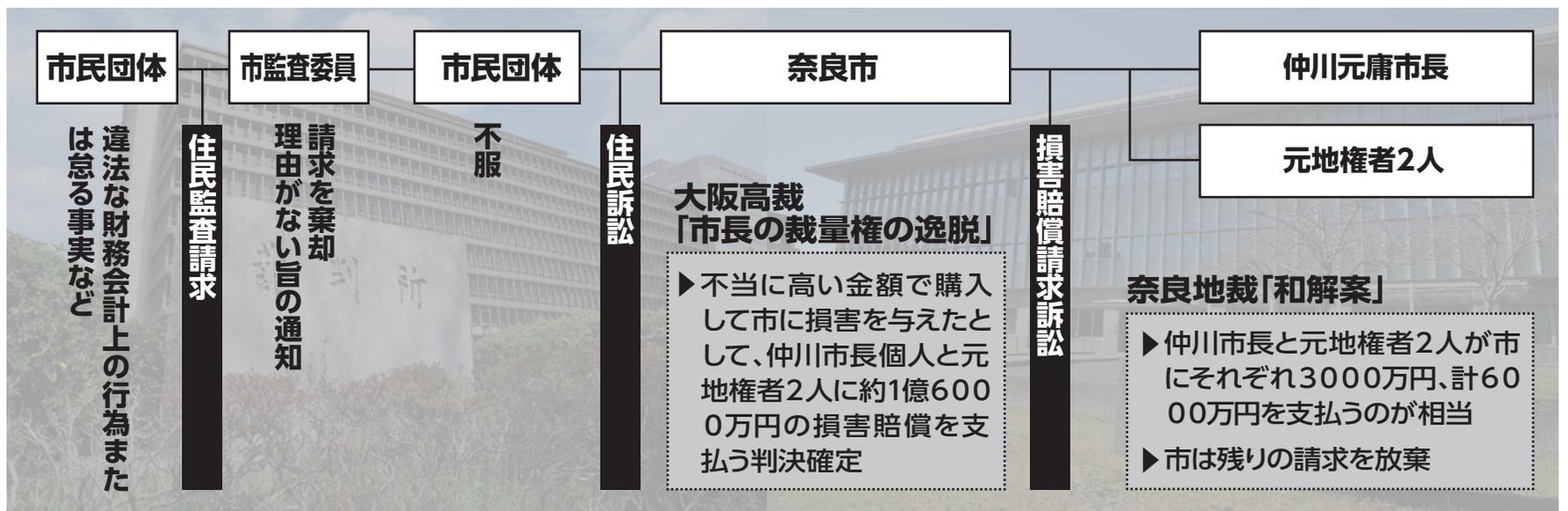
奈良地裁が示した和解案の中には、仲川市長が新斎苑の建設には、国が合併した自治体に有利な交付税措置の条件で貸し付ける「合併特例債」を活用しようとしていたことが記されています。

この貸し付け条件には発行期限があり、これを使うことができなければ奈良市は9億円から10億円もの負担増に

なったと結論付けています。また早期に完成したことで火葬件数は年間約2600件増加、市の使用料の収入も9450万円増加。使用料の高額な市外施設での火葬件数が大幅に減少し、市民の経済的負担が約1億2000万円軽減しているとしています。

これらを地裁は「早期に新斎苑の供用を開始したことによって生じた便益であると評価できる」としています。

(裏面へ続く)



和解金額、市長と元地権者で分担

地裁は新斎苑の用地買収費について、不動産鑑定士の鑑定金額を大きく上回る金額で取得したことによる市の損害を指摘しつつも「他方で買収地の早期取得により、認定された損害額(高裁認定額)以上の財政負担を回避でき、あるいは新斎苑供用による火葬場使用料収入が大幅に増加するなど、相応の利益を取得したと認められる」と位置付け。

その上で「認定された損害額を直ちに全額賠償させることが妥当な紛争解決の手段であるとも限らず、被告(仲川市長、元地権者2人)の支払い能力や回収の可能性なども踏まえると、和解限りにおいて、その5割程度に相当す

る6000万円を被告らに賠償させるのが相当であると考えた」としています。

加えて、市が買収した新斎苑の土地は、元地権者2人の父親が競売の上、2億円で取得している事実についても言及しており「最終的に1億6772万2252円で売却に応じたことは、一面において合理的な経済活動の範囲とみる余地もある」としています。

これらを勘案して地裁は仲川市長と元地権者2人との間の負担割合に有意な差はないと考え、いずれも3000万円ずつ払うべきと結論付け、仲川市長に3000万円、元地権者は連帯して3000万円を市に支払うことを促しました。

司法の判断を尊重

この地裁の和解案が示されたことを受けて市は有識者で組織する「ガバナンス懇話会議」を開催し、委員からの意見を求めました。

和解案が示される前のことになりますが、市の仲川市長に対する債権放棄を行う議案を市は2021年、市議会に諮っています。この時は賛成少数でこの議案を否決しています。私も反対しました。

ガバナンス懇話会議では「債権放棄の否決は、判決を重視すべきとの市議会の判断」としつつ今回の和解案は「鑑定額の2倍を超えると最高裁で違法と言われている。鑑定額の2倍までが適法な場合、それを超える部分が違法ならば、和解案で示されている6000万円はある意味で論理的である」や「売主と買主に分けて3000万円という



のも一つの考え方」「金額は裁判所が提示しているので、承諾はできるのではないか」「司法の判断の元にやっているのだから、法的に見ても受け入れやすい」などの意見がありました。

「もう前に進め」との声も

和解案に対する市議会の賛否は二分しました。市民団体の訴訟に関与した弁護士山下真氏(現知事)と歩調を合わす維新、共産に加えて、自民会派の半分が反対しました。その結果18対18の同数になり、最後は議長裁決で北良晃議長が和解案を可決しました。

この反対には政治的意図や政局の思惑も否定できません。議会や私にも市民の方々から「いつまでこの問題を

やっているのだ」「完成し、うまくやっていけている斎場だ。いつまでも問題視や政争の道具になっている施設は送る側が気持ちよく利用できないのではないか」などの意見も寄せられました。

私を含め、市議会は司法が示した和解案を受け入れることが善と判断させていただきました。今後、市民団体は新たな訴訟を起こされる可能性を示唆されていますが、一般市民の目線や、公平・公正な目でさまざまな判断をさせていただく所存です。